

特 約 事 項

- 1 市有分収造林の立木の買受人（以下「買受人」という。）は、市が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 買受人は、分収木の買受代金を次により支払うこと。
 - (1) 市に支払う代金は、市の発行する納入通知書により納付すること。
 - (2) 分収造林契約者（以下「造林者」という。）に支払う代金は、台帳番号ごとに造林者が指定する口座に振り込むこと。
- 3 別紙「公売物件明細表」に記載する搬出期間、通行制限を遵守すること。
- 4 伐採区域を確認し、区域に不明な箇所が生じた場合には、その旨申し出を行い、市の指示に従うこと。
- 5 木材搬出時のトラック走行については、通行制限を遵守するとともに、雨天時等路面に損傷を与えることが予想される場合には、トラック配車の調整や損傷の防止（鉄板・敷砂利等）を講じること。なお、これを怠り著しい損傷が発生した場合には、買受人において修復等原形復旧させること。（併用区間にあっては関係機関、地元管理道にあっては関係林道愛護組合等との協議をすること。）
- 6 伐採搬出に当たっては、次に掲げる林地保全に配慮した施工に努めること。
 - (1) 伐採に伴い生ずる枝条等は、沢敷き等に堆積、放置しないこと。
 - (2) 森林作業道等を作設する場合には、林地崩壊防止のため急峻な傾斜地や谷等は避けるとともに、路網の延長及び拡幅は必要最小限となるよう努めること。
 - (3) 搬出に当たって、高性能林業機械等を使用する場合の搬出路跡地の整備は、市の指示するところにより買受人が行うこと。
- 7 森林作業道等の拡幅や土場の確保等、区域外の伐採を行う場合には、買受人において土地所有者等と協議を行い承諾を得ること。
- 8 伐採により、下流域に汚濁等の被害が発生した場合には、速やかに除去を行い改善策及び再発防止策を講じること。なお、下流域関係者への説明等を行い十分に配慮すること。